

協会行事予定

4月28日
～5月10日

- 4月28日(火) 19時
医療情報部会19時30分
5月8日(金) 医療政策研究室・政策講演会19時30分
- 5月1日(金) 5月9日(土) 定時評議員会17時
- 5月2日(土) 5月10日(日) 医科新規指定医講習会10時
- 5月7日(木) 公書環境対策部会19時
組織部会19時 県央支部
幹事会・総会・記念講演

保険点数Q&A

【医科】
以上が算定条件ですが、

(Q) 歯科診療を担う別の医療機関からの求めに応じて、患者の検査結果や投薬内容等の診療情報を患者の同意を得て文書提供した場合、算定できる点数はありますか？

(A) 診療情報連携共有料120点が提供される医療機関ごとに3月に1回算定でき

計報

ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

◎秋 政成氏

(川崎市高津区)

2025年8月10日、ご逝去されました。享年66歳。

◎城 俊明氏

(横浜市港北区)

2026年1月28日、ご逝去されました。享年76歳。

◎藤田 麻美氏

(横浜市西区)

2026年1月31日、ご逝去されました。享年73歳。

◎清水 宏明氏 (平塚市)

2026年3月15日、ご逝去されました。享年69歳。

◎浅井 和秋氏

(横浜市南区)

2026年3月27日、ご逝去されました。享年72歳。

【歯科】
(Q) これまで口腔機能管理料の算定に必要な検査を行うための機器がなく、算定していませんでした。6月に診療報酬改定が予定されていますが、算定条件等は変更されますか？

(A) 今回の改定で、口腔機能管理料は口腔機能管理料(以下「口機能」)1・2に分かれる予定です。口機能1・2ともに口機能低下症の評価項目のうち3項目以上に該当する必要があること(舌圧検査など5種類のうち1つ

「ビッグ・シティ」

日常を描く、踊らないインド映画

鎌倉市 濱名 哲郎

1950年(昭和25年)のインド・コルカタ(カルカッタ)。バンガラデシユとの国境に近い都市で、そこに住む貧しい二世階六人家族の物語です。

銀行員であるシュプラトの妻アラチは、それまでの収入一本の生活から心切ります。しかしその矢先、同僚を助けるため

1950年(昭和25年)のインド・コルカタ(カルカッタ)。バンガラデシユとの国境に近い都市で、そこに住む貧しい二世階六人家族の物語です。

銀行員であるシュプラトの妻アラチは、それまでの収入一本の生活から心切ります。しかしその矢先、同僚を助けるため

シネマ考



「ビッグ・シティ」
COPYRIGHT 1963/
ALL RIGHTS RESERVED
RDB ENTERTAINMENTS

本作の監督、脚本、そして音楽はサタジット・レイで、ベルリン国際映画祭で銀熊賞を受賞しました。日

1950年(昭和25年)のインド・コルカタ(カルカッタ)。バンガラデシユとの国境に近い都市で、そこに住む貧しい二世階六人家族の物語です。

医科・今月の返戻相談事例

保険・労災診療が同時 外来管理加算は算定可能？

協会では日頃から会員の医療機関より、県支払基金や県国保連合会からの査定(減点)内容に関する相談に対応している。以下が今月の主な査定相談事例である。

審査請求をお願いしたい。またはこれに準ずる状態の方には、包括的支援加算の対象のため、算定して問題ない。要介護5と認定されている旨を追記した上で、再審査請求を行う。

保険医協会は、診療報酬算定やレセプト査定等の質問に、電話でお答えします！
(TEL) 045-313-2111

*診療報酬改定前後はお電話が混み合う場合がございます。ご了承ください。
*協会に査定(減点)内容に関するご相談の際には、増減点連絡書をお手元に用意の上、ご連絡ください。

項に算定された。病名は破傷風疑いが入っていた。

(A) 破傷風の感染疑いとなった原因の外傷の病名がないためと考えられる。原

因の外傷が治癒した場合に、詳細にて対応する。

※査定事由A・D概要
A・療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上を同時に行った際に診察料を労災で算定し、保険診療の方で処置等を行わなかったため、外来管理加算のみを算定したところ、返戻された。

(A) 外来管理加算は再診料に付随する加算のため、加算単体での算定はできない。今回の場合、診察料は

審査請求をお願いしたい。またはこれに準ずる状態の方には、包括的支援加算の対象のため、算定して問題ない。要介護5と認定されている旨を追記した上で、再審査請求を行う。

(Q) 要介護5に認定された患者に訪問診療を行っているため、在宅時医学総合管理料(別)に厚労大臣が定める状態以外と包括的支援加算を算定したところ、包括的支援加算が査定された。

(A) 要介護3以上の状態に、ご確認いただきたい。なお、納得できない査定内容については、積極的に再

歯科

施設基準再届出等にご留意を 6/1からの算定は 5/7～6/1(必着)に要届出

今度歯科診療報酬改定(6月施行)には施設基準の新設・基準変更等も盛り込まれている。これら施設基準に係る点数算定を6月1日から行う場合には、5月7日から6月1日(必着)までに、保険医療機関の所在地の地方厚生局長(関東信越厚生局神奈川事務所)への届出が必要となるのでご留意いただきたい(表1・2参照)。

特に今度改定では、医療情報取得加算(医情)・医療DX推進体制整備加算(医DX)は電子的歯科診療情報連携体制整備加算へ再編、外来後発医薬品使用体制加算(外後発使)は地域支援・外来医薬品供給対応体制加算へ再編される。歯科外来・在宅ベースアップ評価料(歯外ベア)は施設基準が変更される。そのため、医DX・外後発使・歯外ベアの既届出医療機関が6月1日以降も変更・再編された点数を引き続き算定する場合には前述の期間内に改めての届出が必要となる。忘れずに届出をしていただきたい(今度改定において医DX・外後発使・歯外ベア以外の施設基準は、再届出は不要)。下表に届出や再届出が必要な施設基準を提示したのでご参照いただきたい。

〈表1〉主な新設点数の施設基準(届出が必要)

- ① 電子的歯科診療情報連携体制整備加算1・2※1
- ② 特別管理加算(歯科疾患管理料(歯管)の注12に規定する点数)
- ③ 口腔機能実地指導料※2
- ④ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算1・2・3※3
- ⑤ 歯科吸引麻酔または歯科静脈麻酔(II)
- ⑥ 3次元プリント有床義歯
- ⑦ 歯科技工所ベースアップ支援料

(※1) 医療DX推進体制整備加算(医DX)の既届出医療機関も届出が必要
(※2) 研修については経過措置あり(当会では5月15日に研修会実施予定)
(※3) 外来後発医薬品使用体制加算の既届出医療機関も届出が必要

〈表2〉主な施設基準の変更(既届出医療機関は再届出が必要)

- ① 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)※4
- ② 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5に関する施設基準※5
- ③ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)※4
- ④ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)の注5及び注6に関する施設基準※5

(※4) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料既届出医療機関であっても改めて届出が必要。なお、2026年3月時点で歯科外来・在宅ベースアップ評価料を算定している既届出医療機関が、「継続して賃上げに係る取り組みを実施した保険医療機関」としての点数を算定する場合にも様式95で届出する。
(※5) 2026年3月時点でベースアップ評価料を算定していないが、「継続して賃上げに係る取り組みを実施した保険医療機関」が届出可能。その際は様式95と様式98を届出する。